

○君津市介護事業所内保育施設運営事業補助金交付要綱

平成31年3月28日

告示第37号

改正 令和3年9月30日告示第191号

(目的)

第1条 市長は、介護従事者の離職防止及び再就職を促進するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護事業所等を運営する事業者が設置した介護事業所内保育施設について、千葉県地域医療介護総合確保基金条例（平成27年千葉県条例第7号）第1条に規定する千葉県地域医療介護総合確保基金を活用し、予算の範囲内において、君津市補助金等交付規則（昭和46年君津市規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、君津市介護事業所内保育施設運営事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、法に基づき指定若しくは許可を受けた介護事業所、介護保険施設又は法第115条の46第3項の規定により設置した地域包括支援センターであって、市内に所在するもの（以下「介護事業所等」という。）を運営する事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、補助の対象としない。

(1) 君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等

(2) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が運営する介護事業所等に従事する者が監護する乳児又は幼児（複数の介護事業者により保育施設を共同経営する場合にあつては、補助対象事業者以外の事業者が運営する介護事業所等に従事する者が監護する乳児又は幼児を含む。）の保育を目的として、直営又は委託により設置した保育施設であつて、次の各号のいずれにも該当するものを運営する事業とする。

(1) 利用定員が5人以下であること。

- (2) 保育時間が8時間以上であること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に規定する認可を受けていないこと。
- (4) 児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づく認可外保育施設設置の届出を行っていること。
- (5) 保育士、看護師又は准看護師の資格を有する者が配置されていること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、保育施設の運営に当たっては、認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別添）を遵守していること。
- (7) 保育料（保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む。）をいう。以下同じ。）として1人あたり平均月額10,000円以上を徴していること。この場合において、保育料を月額単位で徴する場合においては25日を1月と、時間単位で徴する場合においては8時間を1日として換算して得られる額を月額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、補助の対象としない。

- (1) 他の制度により、補助又は助成を受けている場合
- (2) その他市長が適当でないと認める場合
（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次に掲げる額を比較し、いずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
- (2) 別表に定める基準額
- (3) 別表に定める対象経費の実支出額
（交付の申請）

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする補助対象事業者は、市長が定める期日までに、君津市介護事業所内保育施設運営事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 介護事業所内保育施設運営事業補助金所要額調書（別記第2号様式）
- (2) 介護事業所内保育施設運営事業計画書（別記第3号様式）
- (3) 収支予算書
- (4) 介護事業所内保育施設の保育料が規定された規則等の写し

(5) 保育士等一覧表（別記第4号様式）

(6) 保育施設の平面図

(7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、君津市介護事業所内保育施設運営事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）するときは、市長の承認を受けること。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。

(3) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度（以下「補助年度」という。）の終了後5年間保管すること。

(4) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等の仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第6号様式）により速やかに、遅くとも補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告すること。この場合において、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社又は支所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社又は本所等（以下「本部等」という。）で消費税等の申告を行っているときは、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(5) 前号の報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付しなければならない。

(6) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の資金提供を受けないこと。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、

規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助対象事業の完了した日から起算して30日以内又は補助年度の末日のいずれか早い日までに、君津市介護事業所内保育施設運営事業補助金実績報告書（別記第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 介護事業所内保育施設運営事業補助金精算書（別記第8号様式）
- (2) 介護事業所内保育施設運営事業実績報告書（別記第9号様式）
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定等）

第9条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、君津市介護事業所内保育施設運営事業補助金確定通知書（別記第10号様式）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、君津市介護事業所内保育施設運営事業補助金交付請求書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（報告及び立入検査）

第11条 市長は、保育施設の適正な運営を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は担当職員に事業の立入検査をさせることができる。この場合において、補助事業者は、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 事業の執行が著しく適正を欠くと認めるとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (5) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

（返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月30日告示第191号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際に現に残存する様式については、この告示の施行の日以後においても、当分の間、所要の補正を加え、使用することができる。

別表 (第4条)

基準額	対象経費
次の1により算定した基本額と2により算定した加算額を合計した額とする。	保育施設の運営に必要となる保育士等の給料、賃金、手当、法定福利費(以下「給料等」という。)及び委託料(給料等に相当するもの)
1 基本額 保育士等の数×180,800円×運営月数－保育料収入額	
2 加算額(24時間保育加算) 23,410円×運営日数	

備考

1 この表において「保育士等」とは保育士及び保育士助手(保育士以外で直接保育に従事する者で、事務、給食職員等の直接保育に従事しない者を除く。)とし、「保育士等の数」とは、運営月ごとの保育士等の常勤職員の数と、非常勤職員の1月の勤務延べ時間数の合計を8時間及び当該月の開所日数で除して常勤職員の数に換算した数(以下「常勤換算数」という。)の合計を、運営月数で除した数とする。ただし、常勤換算数及び保育士等の数の計算によって生じた端数は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までとし、保育士等の数が2を超える場合は2とする。

2 運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数が当該月の半数以上であ

る場合には1か月として差支えないものとする。

3 保育料収入額は、事業実施期間に徴収した保育料の合計額とする。ただし、その額が、利用定員数×24,000円×運営月数により算出した額を下回るときは、当該算出した額を用いるものとする。

4 24時間保育は、終日いずれの時間帯においても保育サービスを提供するものとする。

別記第1号様式（第5条）

君津市介護事業所内保育施設運営事業補助金交付申請書

年 月 日

君津市長 様

所在地

申請者 名称

代表者氏名

君津市介護事業所内保育施設運営事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 介護事業所内保育施設運営事業補助金所要額調書
- (2) 介護事業所内保育施設運営事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 介護事業所内保育施設の保育料が規定された規則等の写し
- (5) 保育士等一覧表
- (6) 保育施設の平面図
- (7) その他

第2号様式（第5条）

介護事業所内保育施設運営事業補助金所要額調書

総事業費	寄附金その他の収入予定額	差引額 (A)-(B)	対象経費の支出予定額	基準額										選定額 (C)、 (D)、(N) を比べて小さい額	補助金所要額 (O) × 2/3 の 未満切り捨て	
				基本額					加算額							合計
				保育士等の数	(E)と2を比べて小さい方の数	単価	運営月数	保育料収入額	計	単価	運営日数	計				
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)	(O)	(P)	
円	円	円	円	人	人	円	月	円	円	円	円	日	円	円	円	
						180,800					23,410					

- 注 1 (E)欄は、介護事業所内保育施設運営事業計画書（第3号様式）4 保育士等の状況 に記載した保育士等の常勤職員数及び非常勤職員の常勤換算数の計と一致させること。
- 2 (I)欄は、保育料収入額の見込を記入すること。ただし、その額が、利用定員数×24,000円×運営月数により算出した額を下回るときは、当該出した額を記入すること。
- 3 基準額のうち次の各欄については、それぞれ次の方法により算出した額を記入すること。
- (J)欄 : $(F) \times (G) \times (H) - (I)$
- (M)欄 : $(K) \times (L)$
- (N)欄 : $(J) + (M)$
- 4 (O)欄には、(C)、(D)、(N)欄の金額を比較して最も少ない額を記入すること。
- 5 (P)欄には、(O)欄の金額に2/3を乗じた額を記入すること。(算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)

第3号様式（第5条）

介護事業所内保育施設運営事業計画書

1 保育施設の名称等

名称	所在地	開設年月日	利用定員
			人

※運営等が委託の場合には、下記に記入し契約書の写しを添付すること。

受託者の名称	所在地	代表者名

2 事業の期間

年	月	日	から	年	月	日	まで
---	---	---	----	---	---	---	----

3 保育時間

	通常開所時間	時間外開所時間
平日	～	～
土曜日	～	～
日曜・祝祭日	～	～

4 保育士等の状況

保育士			保育士助手		
常勤職員数	非常勤		常勤職員数	非常勤	
	職員数	常勤換算数		職員数	常勤換算数
人	人	人	人	人	人

5 保育料及び保育人数

	月極額 (単位：月)	定期契約 (単位：時間)	() (単位：)	利用者数 (見込)
0歳児				
1歳児				
2歳児				
3歳児				
4歳児				
5歳児				
6歳以上(就学前)				

第4号様式（第5条）

保育士等一覧表

職種	氏名	常勤・ 非常勤の別	給料・ 諸手当等	委託料	業務従事期間
					年 月 日 ～ 年 月 日
					年 月 日 ～ 年 月 日
					年 月 日 ～ 年 月 日
					年 月 日 ～ 年 月 日
					年 月 日 ～ 年 月 日
					年 月 日 ～ 年 月 日

- 1 職種欄には、保育士、看護師（准看護師含む。）等の別を記入するとともに、その資格を有することを証する書類の写しを添付すること。
- 2 給料・諸手当等欄には、本申請に係る事業の期間における給与支出予定額を記載すること。また、運営を委託する場合は、委託料欄に人件費相当額を記入すること。

第5号様式（第6条）

君津市介護事業所内保育施設運営事業補助金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付で申請のあった君津市介護事業所内保育施設運営事業補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

- 1 決定又は却下の別 決定 ・ 却下
- 2 決定
補助金の額 円
- 3 却下
理由

第6号様式（第7条）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

君津市長 様

所在地

報告者名称

代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付決定のあった君津市介護事業所内保育施設
運営事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり
報告します。

記

- 1 補助金の確定額又は事業実績報告による精算額 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 3 添付書類
2の消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

第7号様式（第9条）

君津市介護事業所内保育施設運営事業補助金実績報告書

年 月 日

君津市長 様

所在地

報告者 名称

代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付決定のあった君津市介護事業所内保育施設運営事業補助金に係る事業を実施したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 介護事業所内保育施設運営事業補助金精算書
- (2) 介護事業所内保育施設運営事業実績報告書
- (3) 収支決算書
- (4) その他

第8号様式（第9条）

介護事業所内保育施設運営事業補助金精算書

総事業費	寄附金その他の収入額	差引額 (A)-(B)	対象経費 実支出額	基準額										選定額 (C)、(D)、(N) を比べて小さい額	補助金 所要額 (O) × 2/3 の 1,000 円 未満切り 捨て	
				基本額					加算額							合計
				保育士等の数	(E)と2を比べて小さい方の数	単価	運営月数	保育料収入額	計	単価	運営日数	計				
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)	(O)	(P)	
円	円	円	円	人	人	円	月	円	円	円	日	円	円	円	円	
						180,800				23,410						

- 注 1 (E) 欄は、介護事業所内保育施設運営事業実績報告書（第9号様式）4 保育士等の勤務状況 に記入した、運営月ごとの保育士等の常勤職員数及び非常勤職員の常勤換算数の計を運営月数で除した数（少数第2位を四捨五入）を記入すること。
- 2 (I) 欄は、介護事業所内保育施設運営事業実績報告書（第9号様式）6 保育児童数及び保育料収入額の状況 に記入した保育料収入額の計を記入すること。ただし、その額が、利用定員数×24,000円×運営月数により算出した額を下回るときは、当該算出した額を記入すること。
- 3 基準額のうち次の各欄については、それぞれ次の方法により算出した額を記入すること。
 (J) 欄 : $(F) \times (G) \times (H) - (I)$
 (M) 欄 : $(K) \times (L)$
 (N) 欄 : $(J) + (M)$
- 4 (O) 欄には、(C)、(D)、(N) 欄の金額を比較して最も少ない額を記入すること。
- 5 (P) 欄には、(O) 欄の金額に2/3を乗じた額を記入すること。（算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）

第8号様式 別紙

対象経費実支出額内訳表

職種	氏名	常勤・ 非常勤の別	給料・ 諸手当等	委託料	業務従事期間
					年 月 日 ～ 年 月 日
					年 月 日 ～ 年 月 日
					年 月 日 ～ 年 月 日
					年 月 日 ～ 年 月 日
					年 月 日 ～ 年 月 日
					年 月 日 ～ 年 月 日

注 保育士等に係る給与支払額等を記載し、支払額が分かる資料（委託にあつては委託契約に係る領収書等）を添付すること。

第10号様式(第10条)

君津市介護事業所内保育施設運営事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付けで実績報告のあった君津市介護事業所内保育施設運営事業補助金の額
を下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 円

第11号様式(第11条)

君津市介護事業所内保育施設運営事業補助金交付請求書

年 月 日

君津市長 様

所在地

請求者名称

代表者氏名



年 月 日付け第 号により額の確定のあった君津市介護事業所内保育施設運営事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協 本・支店
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

- 別記第 1 号様式 (第 5 条)
- 第 2 号様式 (第 5 条)
- 第 3 号様式 (第 5 条)
- 第 4 号様式 (第 5 条)
- 第 5 号様式 (第 6 条)
- 第 6 号様式 (第 7 条)
- 第 7 号様式 (第 9 条)
- 第 8 号様式 (第 9 条)
- 第 9 号様式 (第 9 条)
- 第 1 0 号様式 (第 1 0 条)
- 第 1 1 号様式 (第 1 1 条)